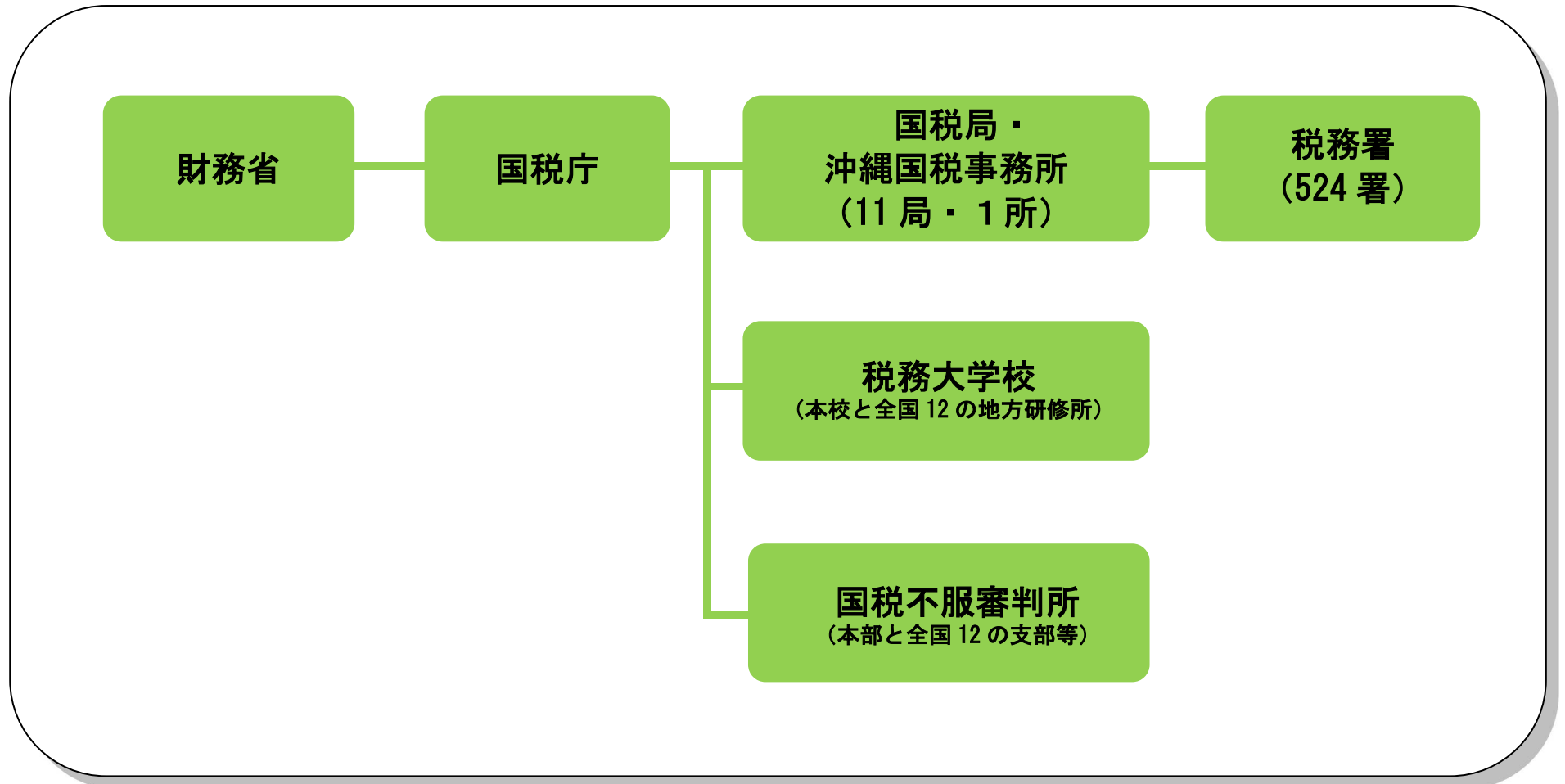


国税庁の税務調査の概要

平成26年4月23日
国税庁

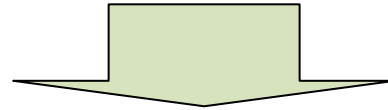
国税庁の組織



国税庁の使命・任務等

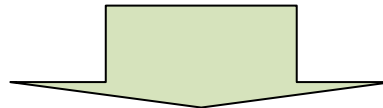
国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



国税庁の任務

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 2 酒類業の健全な発達
- 3 税理士業務の適正な運営の確保



国税庁の取組

国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図るため、

- 納税者サービスの充実に努めるとともに、
- 適正な調査・徴収を行っている。

税務調査の現状等

税務調査

- 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿書類などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合に、是正を求めるもの。
- 税務調査においては、法定化された調査手続を遵守するとともに、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行っている。
- なお、税務調査の際には、税務代理を委任された税理士等は立ち会うことができる。

(参考) 法人税申告の税理士関与割合

(単位：%)

| 会計年度 | 平成 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|---------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 税理士関与割合 | 87.1 | 87.1 | 87.3 | 87.5 | 87.7 |

調査件数

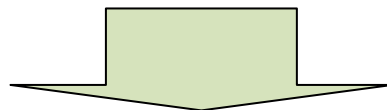
- 平成 24 事務年度（平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月）においては、法人税約 9 万 3 千件、所得税約 7 万件、相続税約 1 万 2 千件の実地調査を行っている。

国税通則法の改正（調査手続関係）

- 平成 23 年 12 月に国税通則法の一部が改正され、調査手続（①事前通知、②帳簿書類等の提示・提出、留置き（預かり）、③調査終了の際の手続）について、従来の運用上の取扱いが法令上明確化された。

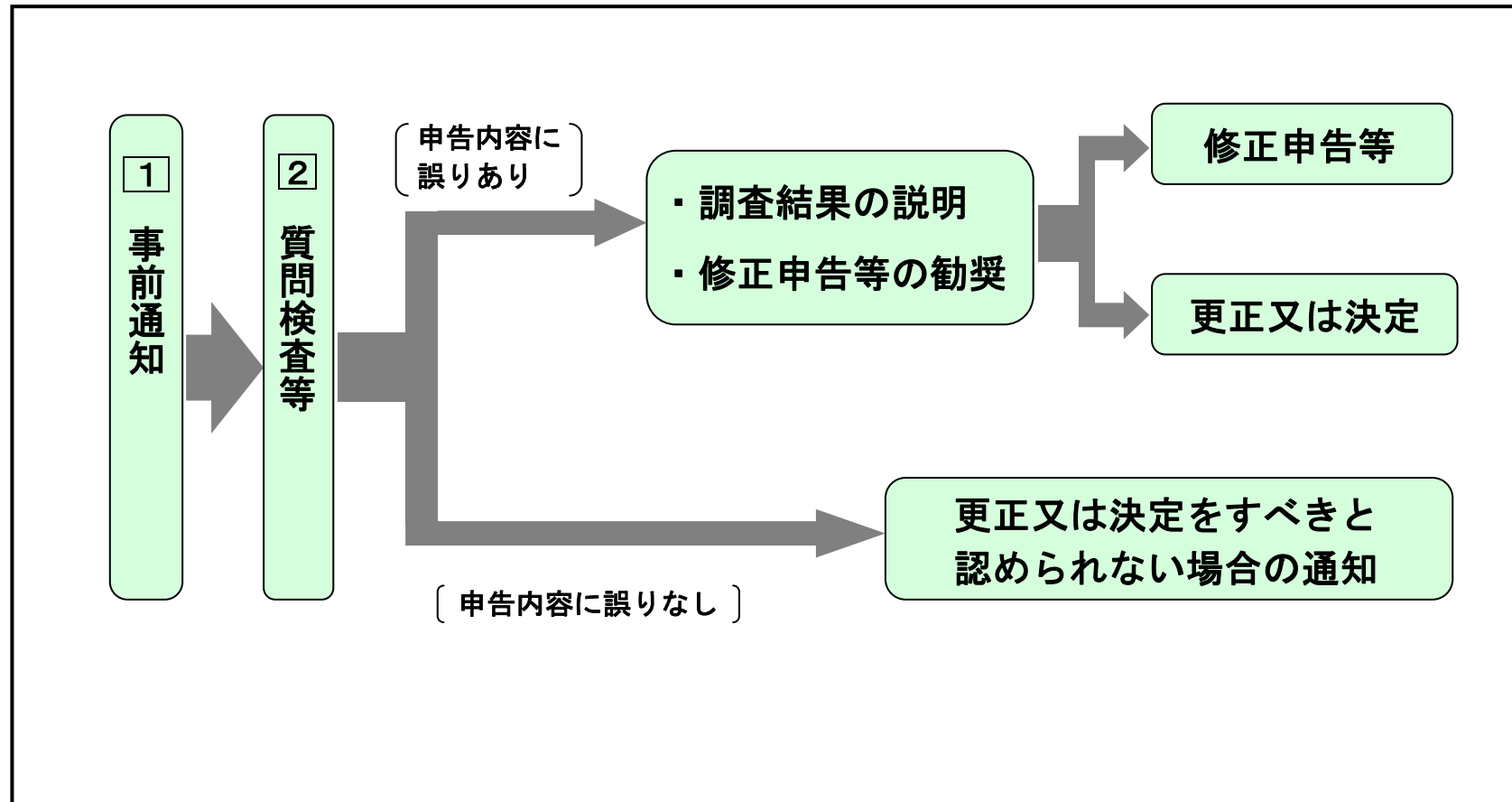
（参考）

- ・ 調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点、納税者に対する説明責任を強化する観点から見直しが行われた。



- 国税庁では、本改正に伴い、「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」を定め、職員に対して、税務調査に当たっては、①税務調査が納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識した上で、②法令に定められた調査手続を遵守するよう指示した。
- また、改正後の調査手続の概要等を説明したパンフレット「税務手続について～国税通則法等の改正～」や、「税務調査に関するFAQ（一般納税者向け、税理士向け）」を国税庁ホームページに掲載し、納税者等への周知を行った。

税務調査の流れ



1 事前通知

- 実地の調査を行う場合には、原則として、納税者と税務代理人の双方に対し事前通知を行うこととされている（国税通則法74の9）。

（主な通知事項）

- ・ 調査開始日時、調査場所、調査の目的、調査の対象となる税目・期間、調査の対象となる帳簿書類等
- 納税者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他税務署等が保有する情報から、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を要しないこととされている（国税通則法74の10）。

事前通知の運用

- 事前通知を行う際には、納税者と税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて日程調整を行った上で、調査開始日時を決定する。
- 事前通知に当たっては、納税者と税務代理人に対して、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知に努める。

2 質問検査等

- 国税局・税務署の職員は、所得税、法人税等に関する調査について必要があるときは、納税者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示・提出を求めることができることとされている（国税通則法 74 の 2～74 の 6）。
- また、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができることとされている（国税通則法 74 の 7）。
その際には、留め置く物件の名称又は種類、数量等を記載した書面（預り証）を作成し、その物件を提出した者にこれを交付する。また、その物件を留め置く必要がなくなった場合には、遅滞なく返還することとされている（国税通則法施行令 30 の 3）。

（参考）

- 調査において聴取した事項の正確性を期するため、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、問答形式等で「質問応答記録書」を作成することもある。
- 「質問応答記録書」を作成した場合は、納税者等に内容確認を求め、追加削除等の申立てがあれば、申立て内容を追加記載するなど修正している。

① 提示・提出の求め

○ 提示・提出を求める場合には、質問検査等の相手方となる者の理解と協力の下、その承諾を得て行うこととしている。

※ 調査に支障がない場合には、物件等の「写し」の提出も認めている。

② 留置き

○ 留置きについては、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施している。

○ 帳簿書類等を提出した者から留め置いた帳簿書類等の返還の求めがあった場合には、特段の支障がない限り速やかに返還することとしている。